

平成24年9月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理部

目 次

I 提 出 予 定 案 件

1 一般会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総 括 表	1
イ 課別主要事項説明	2
危機管理政策課	2
南海地震防災課	3
安全衛生課	4
2 その他の議案等	5
(1) 条 例 案	5

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳								一 般 財 源
				特 定 財 源								
				国支出金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	諸 収 入	繰 入 金	県 債		
危機管理政策課	857,074	19,901	876,975	(5,317) 5,317			140	300	(10,000) 15,000		(4,584) 856,218	
南海地震防災課	358,491	37,401	395,892	27,576			1,350	300	261,282		(37,401) 105,384	
消 防 保 安 課	382,135	0	382,135			27,581		200,000	100,000		(0) 54,554	
安 全 衛 生 課	873,244	17,144	890,388	(1,000) 21,958		122,708	1,465	3,733	(6,935) 105,254		(9,209) 635,270	
計	2,470,944	74,446	2,545,390	(6,317) 54,851	(0) 0	(0) 150,289	(0) 2,955	(0) 204,333	(16,935) 481,536	(0) 0	(51,194) 1,651,426	

注： () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

危機管理政策課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	76,569	0	76,569	
企 画 総 務 費	16,331	0	16,331	
防 災 総 務 費	625,435	19,901	645,336	① 防災対策指導費 ア 防災総務費 (2,084) ② 防災センター運営費 2,084 ア ③ 防災センター整備事業 (12,500) ③ 危機管理対策費 12,500 ア 国民保護訓練費 (5,317) 5,317
消 防 指 導 費	56,137	0	56,137	
環 境 衛 生 総 務 費	58,408	0	58,408	
工 鉱 業 総 務 費	24,194	0	24,194	
計	857,074	19,901	876,975	

南海地震防災課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
防 災 総 務 費	300,907	37,401	338,308	① 防災対策指導費 ア 津波から命を守る緊急総合対策事業 ② 総合情報通信ネットワークシステム運営費 ア 総合情報通信ネットワークシステム運営事業費 イ 総合情報通信ネットワークシステム再整備事業
社会福祉総務費	57,584	0	57,584	
計	358,491	37,401	395,892	

安全衛生課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
消費者行政推進費	129,387	5,897	135,284	① 消費者行政推進費 ア 県民に分かりやすい消費者行政推進事業 イ 消費者行政活性化基金積立金 ② 消費者情報センター運営費 ア 消費者情報センター運営費
諸 費	1,550	0	1,550	
企 画 総 務 費	2,100	0	2,100	
運輸交通対策費	12,634	0	12,634	
予 防 費	145,299	0	145,299	
環境衛生総務費	365,201	0	365,201	
食品衛生指導費	183,221	11,247	194,468	① 食品衛生管理指導費 ア 広域食品衛生監視強化事業費 ② 食肉衛生検査所運営費 ア 食肉衛生検査所運営費 ③ 食の安全・安心推進費 ア 食の安全・安心推進事業費
環境衛生指導費	26,794	0	26,794	
園芸蚕業振興費	7,058	0	7,058	
計	873,244	17,144	890,388	

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県防災会議条例の一部を改正する条例（南海地震防災課）

（改正の理由）

災害対策基本法の一部が改正され、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者等が新たに加えられたことに鑑み、徳島県防災会議の委員及び幹事を増員する等の必要がある。

（改正の概要）

- （ア）徳島県防災会議の委員のうち知事が指名し、又は任命する者を5人増員して40人以内とすることとした。
- （イ）徳島県防災会議の委員のうち自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるもののうちから任命されるものの任期を2年とすることとした。
- （ウ）徳島県防災会議の幹事を5人増員して50人以内とすることとした。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。

イ 徳島県災害対策本部条例の一部を改正する条例（南海地震防災課）

（改正の理由）

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

（改正の概要）

災害対策基本法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。

ウ 水道法施行条例の制定について（安全衛生課）

（改正の理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正されたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について条例で定める必要がある。

（改正の概要）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正されたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について条例で定めることとした。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。